

2022年8月2日

吹田市教育委員会教育長 西川 俊孝 様

大阪教育合同労働組合
執行委員長 増田俊道
吹田支部代表 峰岡和義

要求書

政府は7月22日安倍元首相の国葬儀を閣議決定しました。

国葬についての基準となる法的根拠がないことから、「内閣府設置法第4条に国葬儀の執行は行政権に属することが法律上明白になっており、閣議決定の根拠と言い得る」として自らの閣議決定を正当化していますが、「国葬ありき」の感は否めません。そのうえ主権在民のうえから当然必要と思われる国会の議決という民主的手続きを経ずして決定しており許されることではありません。評価の大きく分かれる人物だけに国民的議論が広がりを見せる前に「決定することに意義がある」という姑息な手法と言わざるを得ません。

組合としては、有事法制化、公文書改ざん、経済格差の助長、教育の国家統制の強化等、平和と民主主義に反する政治を推し進めた故安倍氏を国費をもって執り行う「国葬の儀」に遇すことには反対します。とうてい民意を得たものとは言えません。

また閣議決定当日、松野官房長官は記者会見で「国葬儀は国民一人一人に政治的評価や喪に服することを求めるものではない」とも述べています。しかし、現実には今後、「国民一人一人に哀悼の意や政治的評価が強要され、同調圧力が強まっていくこと」を国民の多くは知っています。過去の歴代首相経験者の死去に際しては、教育現場に「半旗の掲揚と黙とう」の要請が文科省から通知されました。今回の国葬についても同様の要請が降りてくると思われます。その際、国・府・地教委こぞって「強制されるものではない。」と口をそろえて言われることでしょうか。しかし、卒・入学式における「国旗掲揚・国歌斉唱」においても、「強制が起こってはならないはずが、現実には起こっている」ことを組合として指摘し協議も重ねてきましたが貴教委は強制防止の措置は取ってられませんでした。国葬儀においても同様のことが起こりえます。人権教育を掲げる貴教委は「人権侵害は報告されていない」との姿勢に終始しておられますが、建前の発言に終わらず、人権の大切さと価値観の多様性を認め合う教育現場であるからこそ、今一度教育の原点に立ち返り、十分な吟味のうえに子どもや保護者・市民の思いに寄り添った判断をされることを強く要望します。以下の点を要求しますので時宜を得た交渉を行うとともに貴教育委員会の誠意ある対応を求めます。

- 安倍元首相の死去に際し、その弔意表明として7月11日各校に半旗の掲揚を要請した経緯・理由を明らかにすること。
- 国葬儀についての国・府からの通知については速やかにその内容を明らかにすること。
- 国葬儀における半旗の掲揚・黙とうの要請には貴教委の自主的判断として応じないようにすること。
- 国葬儀に対する保護者・子どもから不同意の意見が表明されたら誠実に対応すること。